

戸田市議会懇談会実施要綱

平成27年8月28日議長決裁

(議会運営委員会決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市議会基本条例（平成24年条例第1号）第8条第4項の規定に基づき、市民との意見交換の場を多様に設け、議会の政策能力の強化や政策提言の拡大を図るために、議会又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（以下「委員会」といいます。）が実施する議会懇談会（以下「懇談会」といいます。）について必要な事項を定めるものです。

(開催)

第2条 懇談会は、議会又は委員会が必要と判断したときに開催できるものとします。

(懇談内容)

第3条 懇談会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他議会又は委員会が必要と認めたこと。

(運営方法等)

第4条 懇談会の司会者及び記録者は、議会又は委員会において協議し、決定します。

2 懇談会の記録は、記録者において要点を整理して作成します。

3 懇談会は、2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとします。

- (1) 開会あいさつ 議長又は委員長及び懇談会対象者の代表者
- (2) 出席者紹介 自己紹介
- (3) テーマの趣旨説明 議長又は委員長若しくは懇談会対象者の代表者
- (4) 意見交換 司会者が指名
- (5) 閉会あいさつ 副議長又は副委員長

4 懇談会での配付資料は、原則として議会又は委員会が作成するものとします。

(会場等)

第5条 議長又は委員長は、懇談会の日程及び会場について、懇談会対象者の代表者と協議し、決定します。

(周知及び公開)

第6条 懇談会の開催周知は、議会又は委員会の判断とします。

2 懇談会の公開は、議会又は委員会の判断とします。

(結果の処理等)

第7条 懇談会の終了後、議長又は委員長は、全議員に懇談した内容を報告するものとします。

2 懇談会の結果は、議会ホームページ及びとだ議会だよりに掲載することができます。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長又は委員長が定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行します。